

山梨県立中央病院物流管理等業務委託契約書

地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立中央病院 院長平賀 幸弘（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、山梨県立中央病院物流管理等業務委託契約について、下記のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）業務の名称 山梨県立中央病院物流管理等業務
- （2）業務の内容 別紙仕様書のとおり
- （3）実施場所 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号 山梨県立中央病院

（契約期間）

第2条 業務の委託期間は、令和3年6月1日から令和6年5月31日までとする。

ただし、令和3年5月1日から同年5月31日までは現受託業者からの引継期間とする。

（契約保証金）

第3条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を地方独立行政法人山梨病院機構契約事務取扱規程第26条第3号により免除する。

（委託料）

第4条 委託料の額は、月額 円（税抜）とする。

（委託料の支払い）

第5条 乙は、第4条の委託料に消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の8 2及び第72条の8 3に規定されている消費税額及び地方消費税額加算した金額を、毎月業務完了後の翌月に甲に請求するものとする。ただし、当該金額に1円未満の端数が生じた場合にはその端数金額は切り捨てるものとする。

2 甲は、前項による支払いの請求があったときは、乙の業務が適正に履行されていることを確認し、かつ、適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。ただし、適正な履行が確認されない場合は、改善策の提出とその履行が確認されるまでの間支払いを留保することができる。

（支払遅延に対する遅延利息）

第6条 甲の責めに帰する事由により、前条第2項の支払期限までに乙に委託料が支払われない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を請求できるものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由により支払いをなし得ない場合は、この限りではない。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、甲が支払うべき金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た額とする。また、遅延利息額に百円未満の額があるときはこれを切り捨てるものとする。

(権利の譲渡及び再委託等の禁止)

第7条 乙は、この契約に定める権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。

2 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。

(秘密の保持)

第8条 乙及び乙の従業員は、本契約の履行に際して知り得た甲の秘密（秘密である旨が甲から示されたものをいう。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当する情報はこの限りではない。

- (1) 公知の情報、乙の責に帰すことのできない事由により公知となった情報
- (2) 開示前に乙が適法に所有しており、かつ甲から直接的に乙が入手したものでない情報
- (3) 開示に対する制限を受けない第三者が乙に適法に開示した情報

2 甲から乙に提供される下記の情報は、秘密情報に該当するものとする。

・甲の患者及び甲職員の個人に関する情報

- (1) 住所、氏名、生年月日（年齢）
- (2) 病名、処置の内容、使用している薬、検査内容及び検査結果等
- (3) 上記のほか、特定の個人が識別できる情報

(個人情報の保護)

第9条 乙及び乙の従業員は、この契約による業務を履行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ)

第10条 乙及び乙の従業員は、この契約による業務を履行するための情報セキュリティについては、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(義務及び服務)

第11条 乙及び乙の従業員は、本契約に基づき誠意をもって業務を行うものとし、病院業務に支障をきたさないよう細心の注意を払い、患者及び外来者等に不快感を与えないよう心掛けるものとする。

2 乙の従業員が業務を実施するときは、乙の支給する衣服を着用し、乙の従業員であることを明確にしなければならない。

(管理責任者)

第12条 乙は、契約業務につき甲との連絡調整にあたり、乙を代理して特命事項等を受理し、かつ契約業務に従事する乙の従業員を管理し直接指揮監督する者（以下「管理責任者」という。）を選任し、次の任にあたらせるものとする。

- (1) 乙の従業員の指揮監督
- (2) 契約業務履行に関する甲との連絡調整

2 甲は、本契約の履行に関する委託者としての指示等は乙の選任した管理責任者に対して行い、乙の従業員に直接これを行ってはならないものとする。

(業務上の責任及び損害賠償)

第 13 条 乙の従業員が甲の建物内において行った一切の行為は、すべて乙の責任とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合、又は甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

2 乙は、業務の実施にあたり、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲から必要な指示を受け、自己の責任において直ちに原状復帰に努めなければならない。

3 前項の場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(労働法上の責任)

第 14 条 乙は乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、職業安定法その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理しなければならない。

(調査・報告)

第 15 条 甲は、乙の本件業務の執行状況について、随時調査し、もしくは必要な報告を求め、又は乙による本件業務の処理に関して不適切な点があれば、乙に必要な指示を与えることができる。

2 甲は、前項の調査を目的として乙の事業所等に立ち入る場合には、事前に乙に通知するものとする。

(委託業務の変更、中止)

第 16 条 甲は、やむを得ない事情が生じたときは本件業務の内容を変更し、又は委託を一時中止し、もしくは打ち切ることができる。この場合において、契約期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して変更契約を締結するものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この賠償金額は甲乙協議して定めるものとする。

(危険負担)

第 17 条 本契約に基づく委託業務の実施にあたり生じた損害は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙が負担する。

2 本契約に基づく委託業務の実施にあたり第三者に及ぼした損害は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙が負担する。

3 天災その他不可抗力による損害が認められる場合において、乙が善良な管理者としての注意を怠らなかったと認められるときは、乙はその責任を逃れるものとする。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙が次の各項のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 本契約期限又は期間内に正当な理由なく本契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 本契約の履行に当たり、不正な行為があったとき、又はあると明らかに認められるとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 第 20 条の規定によらないで、乙から本契約の解除の申請がされたとき。

(5) その他本契約上の義務を履行しないとき。

(6) 乙の履行が不完全である事項及び履行について改善すべき事項について、甲が乙あてに文書

が提出されたにもかかわらず乙が従わないとき。

2 甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは、何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

- (1) 仮差押え、仮処分、差押え、その他の強制執行手続き、担保権の実行としての競売等の申立又は保全命令の申立を受けた場合
- (2) 競売の申立、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、特別清算開始の申立てもしくは任意整理を開始したとき、解散の決議をしたとき
- (3) 公租公課の滞納処分が開始された場合
- (4) 一般的に支払を停止した場合
- (5) 手形交換所が、手形の不渡りを決定した場合
- (6) 営業を廃止した場合
- (7) 合併、会社分割、事業譲渡、発行済株式の過半数を有する株主の異動等により、本契約の目的達成に重大な支障を生じていると認められるとき
- (8) その他重大な財務状況の悪化が認められる相当の事情が生じたと認められるとき、
- (9) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

（違約金）

第19条 前条各号の事由により本契約が解除された場合、甲乙協議した結果、乙の責に帰すべき事由によるときは、乙は甲に対し契約解除の日から10日以内に、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納入しなければならない。

2 乙は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲にその損失の補償を求めることができない。

（乙の解除権）

第20条 乙は、次の各項のいずれかに該当し、本契約の実施が不可能になったときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、やむを得ない事由により義務を履行できないとき
- (2) 甲が本契約上の義務を履行しないとき
- (3) 甲が故意又は重大な過失により乙に損害を与えたとき。

(解除後の処理)

第 21 条 乙は、第 16 条の規定により甲が委託を一時中止又は打ち切るとき、第 18 条もしくは第 20 条の規定により本契約が解除されたときは、一時中止又は打ち切り又は解除の日までに履行した委託業務の内容を書面により甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受領した日から 10 日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相当する委託料を乙に支払うものとする。

(費用負担)

第 22 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議事項)

第 23 条 本契約に定めのない事項又は、疑義が生じた場合については、地方独立行政法人山梨病院機構会計規程及び地方独立行政法人山梨病院機構契約事務取扱規程の定めるところにより、甲乙協議して定めるものとする。

この契約書は令和 3 年 5 月 1 日から効力を生ずるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 3 月 19 日

甲 山梨県甲府市富士見一丁目 1 番 1 号
地方独立行政法人 山梨県立病院機構
山梨県立中央病院 院長 平賀 幸弘 印

乙

印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、この契約の締結後直ちに、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を選任し、書面（別紙様式）によりこれを甲に報告しなければならない。作業従事者又はセキュリティ責任者に変更のあったときも同様とする。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及びセキュリティ責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供してはならない。また、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、もしくは盗用してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行わなければならない。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、甲の施設（所在地：甲府市富士見一丁目1番1号。次項において「施設等」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

2 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、施設等から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により甲に報告した者以外の者に本件個人情報を取り扱わせないこと。

(2) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

(3) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

(4) 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。

(5) 乙は、本件受託業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちにこれを甲に返却し、又は

引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（取得の制限）

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、本件受託業務に係る個人情報の取扱いについて第三者に委託してはならない。

（調査等）

第10条 甲は、乙による本件個人情報の取扱い状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、又は乙に対して説明もしくは報告をさせることができる。なお、甲が調査を目的として乙の事業所等に立ち入る場合には、事前に乙に通知するものとする。

（指示）

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（事件等の報告）

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償もしくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

（個人情報保護方針の策定等）

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

別紙様式（第3条関係）

個人情報保護に係る責任体制報告書

令和 年 月 日

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院
院長 平賀 幸弘 殿

住 所
受託者 商号又は名称
氏 名 印

物流等管理委託業務に係る個人情報の保護に関する責任体制について、次のとおり報告します。

作業従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
セキュリティ責任者	(所属・役職)	(氏名)

- (注) 1 作業従事者とは、受託業務に係る個人情報を取り扱って作業に従事する者をいい
セキュリティ責任者とは、作業従事者の監督その他作業現場における受託業務に係
る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。作業従事者又はセキ
ュリティ責任者として報告された者以外の者は、受託業務に係る個人情報の取扱い
が制限されます。
- 2 作業従事者が複数であるとき、作業従事者の中からセキュリティ責任者を選任
することができます。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制
の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、情報資産の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たっては、情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次の掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 乙は、甲に対して、乙における本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 セキュリティ責任者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 乙は、甲に対して、本業務の従事者（派遣社員、非常勤職員、臨時職員等も含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が甲の管理する施設等に立ち入る場合は、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名記章又は名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、甲の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本業務の履行に際し知り得た情報及び甲が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 乙は、甲の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、もしくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、もしくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、乙の管理に属するものに限定するものとし、乙の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等乙の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 甲の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、もしくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、第7条の規定により甲が指示した場所以外に持ち出さないこと。甲の指示又は承認を受けて持ち

出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。

(4) 甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。

(5) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、もしくは作成した情報資産(所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。)を、業務終了後直ちに甲に引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うこと。

(6) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、もしくは作成した情報資産(所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。)を、甲の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 乙は、甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、もしくは作成した情報資産(所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。)を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第10条 再委託の取扱は、個人情報取扱特記事項の定めるところによる。

(調査)

第11条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、又は乙に対して説明もしくは報告をさせることができる。なお、甲が調査を目的として乙の事業所等に立ち入る場合には、事前に乙に通知するものとする。

(指示)

第12条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故報告)

第13条 乙は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊などの情報セキュリティ事件又は事故(以下「事故等」という。)が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、本業務について事故等が発生した場合、甲が適切に必要な説明をするため、乙の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第14条 甲は、乙がセキュリティ特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償もしくは履行代金の減額を請求することができる。

(実施責任)

第15条 乙は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

2 乙は、情報セキュリティ対策を確保するために必要な管理体制を整備するよう努めなければならない。

外部委託先調査シート 兼 情報セキュリティ対策実施状況報告書

次の業務を受託するに当たり、当社の情報セキュリティ対策の実施状況を報告します。

令和 年 月 日

受託者
住所
商号又は名称
代表者氏名

1 委託内容

委託業務名	
委託業務内容	
委託期間	
委託業務のセキュリティ責任者	
委託業務の従事者	
委託業務の情報資産の利用場所	
個人情報の有無	
再委託の有無	

2 情報セキュリティ対策の実施状況

評価項目	内容	結果 (はい・いいえ)	備考 (いいえの場合は対策等を記入)
規程・体制	情報管理に係る基本方針、規程類が整備されていますか。		
	情報管理を統括する責任者が任命されていますか。		
	情報管理に係る管理者が設置されていますか。		
	情報漏洩等の事案が発生した場合の体制と対応手順が整備されていますか。		
	情報管理上の問題が発生した場合の連絡体制が整備されていますか。		
機器・媒体管理	電子機器類について、適切に管理が行われていますか。		
	外部記憶媒体について、適切に管理が行われていますか。		
	重要帳票類について、適切に管理が行われていますか。		
作業場所の管理	情報の無断持ち出しについて禁止していますか。		
アクセス管理	不正アクセス対策を実施していますか。		
	不正ソフトウェア対策を実施していますか。		
入退出管理	作業場所のあるビルへの入退館管理が行われていますか。		
	作業場所のあるフロアへの入退室管理が行われていますか。		
	委託しているシステム関連業務に係るサーバ等の機器が設置されている場所への入退室管理が行われていますか。		

要員管理	従業員、協力会社社員、派遣社員等の識別が行われていますか。		
	情報管理に関する基本方針、規程類が周知徹底されていますか。		
	情報管理に関する教育・研修が定期的に行われていますか。		
再委託先管理 ※再委託がある場合	再委託先と機密保持等の契約が締結されていますか。		
	再委託の承諾が必要な場合、承諾を得ていますか。		
	再委託先の管理が行われていますか。		
情報資産の返還、廃棄	委託業務終了時、情報資産の返還、廃棄が行われていますか。		
監査	情報管理に係る点検・検査・内部監査が実施されていますか。		
	情報管理に係る外部監査を受けていますか。		
公的認証等	情報管理に関する公的な認証・認定を取得していますか。		

3 本委託業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置（必要に応じて記載）

（１）情報資産の保管について

（２）情報資産の持ち出しについて

（３）情報資産の返還及び廃棄について

（４）従事者教育について

（５）その他の安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置について